

佐賀県告示第 23 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 27 年 1 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伊万里市松浦町提川	村分- 1 ( 205 -185_1 ) 村分- 2 ( 205 -185_2 ) 村分- 3 ( 205 -185_3 ) 村分- 4 ( 205 -185_4 ) 村分 2 ( 205 -186 ) 村分第 2 - 1 ( 205 -187_1 ) 村分第 2 - 2 ( 205 -187_2 ) 村分 4 - 1 ( 205 -204_1 ) 村分 4 - 2 ( 205 -204_2 ) 村分 8 ( 205 -218 ) 村分 7 ( 205 -219 ) 村分 6 ( 205 -220 ) 村分 5 ( 205 -221 ) 村分 3 ( 205 -222 ) 岳坂 2 ( 205 -223 ) 梅岩 5 ( 205 -224 ) 梅岩 4 ( 205 -225 ) 梅岩 3 ( 205 -226 ) 梅岩 2 ( 205 -227 ) 梅岩 1 ( 205 -228 )	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	梅坂川 ( 205 -108 ) 岩野川 1 ( 205 -109 )	土石流	

	岩野川 2 ( 205 -110 )	
伊万里市松浦町中野原	上分 ( 205 -194 ) 中野原 3 ( 205 -195 ) 中野原 2 ( 205 -196 ) 中野原 1 - 1 ( 205 -197_1 ) 中野原 1 - 2 ( 205 -197_2 ) 金石原 2 ( 205 -198 ) 金石原 1 ( 205 -199 )	急傾斜地の崩壊
	浪瀬峠川 4 ( 205 -088 )	土石流
伊万里市松浦町桃川	桃川 1 - 1 ( 205 -183_1 ) 桃川 1 - 2 ( 205 -183_2 ) 桃川 2 ( 205 -184 ) 下平 2 - 1 ( 205 -209_1 ) 下平 2 - 2 ( 205 -209_2 ) 下平 2 - 3 ( 205 -209_3 ) 下平 1 - 1 ( 205 -210_1 ) 下平 1 - 2 ( 205 -210_2 ) 桃川 ( 205 -211 ) 桃川 7 ( 205 -212 ) 桃川 5 - 1 ( 205 -214_1 ) 桃川 5 - 2 ( 205 -214_2 ) 桃川 4 ( 205 -215 ) 桃川 3 ( 205 -216 ) 桃川 2 ( 205 -217 )	急傾斜地の崩壊
	井手原川 ( 205 -090 )	土石流
伊万里市松浦町山形	藤の川内- 1 ( 205 -177_1 ) 藤の川内- 2 ( 205 -177_2 ) 藤の川内- 3 ( 205 -177_3 ) 藤の川内- 4 ( 205 -177_4 ) 藤の川内- 5 ( 205 -177_5 ) 藤の川内- 6 ( 205 -177_6 ) 藤の川内第 2 - 2 ( 205 -179_2 ) 久良木 2 - 1 ( 205 -180_1 ) 久良木 2 - 2 ( 205 -180_2 ) 久良木- 1 ( 205 -181_1 ) 久良木- 2 ( 205 -181_2 ) 久良木- 3 ( 205 -181_3 ) 宿分 1 - 2 ( 205 -182_2 ) 宿分 1 - 3 ( 205 -182_3 ) 久良木 5 ( 205 -200 ) 久良木 4 - 1 ( 205 -201_1 )	急傾斜地の崩壊

久良木 4 - 2 ( 205 -201_2 )	
久良木 3 ( 205 -202 )	
藤川内 7 ( 205 -203 )	
藤川内 6 ( 205 -204 )	
藤川内 5 - 1 ( 205 -205_1 )	
藤川内 5 - 2 ( 205 -205_2 )	
藤川内 4 ( 205 -206 )	
藤川内 3 ( 205 -207 )	
宿分 2 ( 205 -208 )	
三本松川 ( 205 -083 )	土石流
三百田川 1 ( 205 -084 )	
三百田川 2 ( 205 -085 )	
三百田川 3 ( 205 -086 )	
広川川 ( 205 -087 )	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)